

お 忘 れ な く !

マイナンバー(個人番号)の記載等について

確定申告書を提出する際は、

マイナンバー(12桁)の記載 + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認 《例1》マイナンバーカード

書類の例 《例2》通知カード、住民票の写しなど + 運転免許証、公的医療保険の資格確認書など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、既に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載のあるものに限りです。
- 3 「公的医療保険の資格確認書」の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

詳しくは、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の41ページをご覧ください。

「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

○ 次の1又は2に該当する方は、保有する財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「**財産債務調書**」を、**令和8年6月30日(火)**までに、所得税の納税地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

1 確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和7年分の退職所得を除く**各種所得金額**の合計額が**2,000万円**を超え、かつ、令和7年12月31日においてその価額の合計額が**3億円以上の財産**又はその価額の合計額が**1億円以上の国外転出特例対象財産**を有する方

2 令和7年12月31日においてその価額の合計額が**10億円以上の財産**を有する居住者の方

※ 相続開始年の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務を記載せずに提出することができ、この場合の財産債務調書の提出義務は、その相続又は遺贈により取得した財産を除いた財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページの「**財産債務調書制度に関するお知らせ**」をご覧ください。



○ 居住者の方（非永住者の方を除きます。）で、令和7年12月31日においてその価額の合計額が**5,000万円**を超える**国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を、**令和8年6月30日(火)**までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ 1 国外財産調書を提出する方が財産債務調書を提出する場合、財産債務調書には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除きます。）の記載は要しません。

※ 2 相続開始年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載せずに提出することができ、この場合の国外財産調書の提出義務は、相続国外財産を除いた国外財産の価額の合計額により判定します。

詳しくは、国税庁ホームページの「**国外財産調書制度に関するお知らせ**」をご覧ください。

